

事務連絡
令和5年2月27日

一般社団法人
全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

一括有期事業に係る労働保険料の適正申告について（協力依頼）

日頃より、労働保険制度の運営に当たりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、労働保険制度においては、建設の事業や立木の伐採の事業のように、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）について、一つの工事現場等を一つの事業単位として適用することとされていますが、同一事業主が二つ以上の一定規模以下の建設の事業や立木の伐採の事業を行うなど一定の要件に該当する場合には、それらの有期事業を一括して一つの事業（以下「一括有期事業」という。）とみなして適用することとされています。

この一括有期事業の労働保険料は、毎年度、労働保険の年度更新期間（6月1日から7月10日まで）に申告・納付いただいておりますが、都道府県労働局が実施する労働保険料の算定に係る実地調査では、近年、申告誤りによる労働保険料の納入不足等が確認されており、不足分の保険料を追加納付いただく等の手続が発生しているところです。

つきましては、一括有期事業の事業主の皆様に対し、労働保険制度の周知を図り、適正な申告・納付を推進することを目的として、別添リーフレットを作成しましたので、貴会におかれましても、広報誌に掲載いただく等、会員の方々への周知方、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

一括有期事業の年度更新では、労働保険料の適正な申告をお願いします。

労働局が実施する労働保険料の算定に係る実地調査では、近年、以下のような労働保険料の申告誤りが確認されています。

1 一括有期事業に該当する工事の記載漏れがあるもの

一括有期事業に該当する工事について、その一部が一括有期事業報告書に記載されておらず、該当する工事の請負金額に不足が生じたまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

2 事業開始時期の誤りにより労務費率等を誤っているもの

一括有期事業に該当する工事について、事業開始時期を誤り、適用される労務費率を誤ったまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

3 消費税等相当額を含めて請負金額を計上しているもの

一括有期事業報告書には、消費税相当額を除いた請負金額が記載されるところ、消費税相当額を含めた請負金額が誤って記載されたまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

申告誤りにより、保険料の不足が確認された場合には、不足分の保険料の追加納付や追徴金（保険料の10%）の納付手続きを行っていただく必要があります。

このような手続きが発生しないよう、年度更新の際は、申告書と一緒に送付されている「申告書の書き方」（パンフレット）等をご確認の上、適正な申告をお願いします。

保険料の申告の手続については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。